

総務課から

平成30年度採用 愛南町職員を募集します



受付期間は
平成29年8月2日(水)
～8月16日(水)まで

| 試験区分 | 消防職員 | 一般行政職(初級) | 社会福祉士 | 保健師 | 保育士 |
|-------|--|---------------------------|--|---|---|
| 採用予定数 | 4名程度 | 2名程度 | 1名程度 | 1名程度 | 2名程度 |
| 受験資格 | 昭和62年4月2日から平成12年4月1日生まれの方 消防活動に支障のない体力を有し、心身ともに健康で次の身体基準を満たす方 視力：矯正視力が両眼とも1.0以上の方 弁色力・聴力：正常 | 昭和52年4月2日から平成12年4月1日生まれの方 | 昭和57年4月2日から平成8年4月1日生まれの方 社会福祉士資格を有する方または平成30年3月末日までに取得する見込みの方 | 昭和57年4月2日から平成8年4月1日生まれの方 保健師の免許を有する方 または平成30年3月末日までに取得する見込みの方 | 昭和57年4月2日から平成10年4月1日生まれの方 保育士証および幼稚園教諭2種の免許を有する方 または平成30年3月末日までに取得する見込みの方 |
| 1次試験 | 教養試験・消防適性検査 体力試験 | 事務適性検査・教養試験・職場適性検査 | | | |
| 2次試験 | 作文試験・個人面接 | 作文試験・個人面接 集団討論 | 作文試験・個人面接 | | 作文試験・個人面接 実技試験 |

| 試験区分 | 看護師 |
|-------|---|
| 採用予定数 | 1名程度 |
| 受験資格 | 昭和47年4月2日以降に生まれた方 看護師資格を有する方 または平成30年3月末日までに取得する見込みの方 |
| 1次試験 | 教養試験・職場適性検査 看護師適性検査 |
| 2次試験 | 作文試験・個人面接 |

採用試験日程・会場

1次試験：平成29年9月17日(日) 9時00分～
会場：愛南町役場本庁・愛南町消防本部ほか
合格発表：平成29年10月上旬予定（合否にかかわらず受験者全員に通知）
2次試験：平成29年10月下旬予定
会場：愛南町役場本庁
合格発表：平成29年11月中旬予定（合否にかかわらず受験者全員に通知）

試験申込書等の入手方法

愛南町役場（本庁）総務課、各支所、愛南町消防本部または国保一本松病院事務室で配布するほか、町ホームページからのダウンロードや郵便等で請求して入手できます。

受付期間

平成29年8月2日(水)から同年8月16日(水)までの執務時間中。
(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)
郵送の場合も、平成29年8月16日(水)午後5時15分までの必着。

■受験資格等の詳細は、愛南町ホームページをご覧ください。

先輩職員の声



■一般行政職

前向きな姿勢が
スキルアップに

仕事を進めていく上で、様々な壁にぶつかることがあります。そういう場面で前向きに取り組むことで自身のスキルアップに繋がるので、すごくやりがいを感じます。より良い町、より良い自分と一緒にめざしましょう！

総務課 管財係
けんたろう
河野 健太郎(25)



■保健師

愛南町だからこそ

生まれ育った町で働きたいと思い、大学卒業後に入庁。住民のライフステージにそった健康づくりのお手伝いをする保健師の仕事は、とてもやりがいがあります。愛南町だからこそできる保健活動と一緒にしませんか？

保健福祉課 健康増進係
あき
長田 亜紀(41)



■消防職員

現場活動にやりがい

入署して14年目。消防本部では消防、救急、救助、予防、防災など多彩な分野で活躍することができ、現場活動を通じて町民の方々から感謝されることが多く、とてもやりがいを感じながら業務を行っています。

消防署 第二小隊(救急係)
かつやす
渡辺 勝康(35)

問合せ 総務課 TEL 72-1211

後期高齢者医療制度についてお知らせします

◆保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証(青色)の有効期限は、平成29年7月31日(月)です。

8月1日(火)からは、新しい保険証(オリーブ色)に変わります。

対象者

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳から74歳の一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)

一部負担割合

1割または3割

※平成28年中の所得によって決定します。

交付の時期

新しい保険証は7月下旬に普通郵便で郵送します。8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。なお、8月以降新たに75歳となる方の保険証は、誕生日の前月又は誕生月の上旬に郵送します。

新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

※簡易書留での郵送を希望される方は、7月14日(金)までに町民課又は各支所にご連絡ください。

◆**限度額適用・標準負担額減額認定証**について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(月)です。

現在保有していて次の要件を満たしている方は、保険証と一緒にお送りしますので、申請の必要はありません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- 要件
- ① 保険料の滞納がない
 - ② 平成29年度の住民税が非課税の世帯
 - ③ 世帯内に所得の未申告者がいない

※右の要件に該当し、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で8月以降も該当することが確認できた方については、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします。長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証が届いていない方

で、8月以降も必要な方は申請が必要になりますのでお問い合わせください。

◆保険料の通知書を送付します

平成29年度保険料決定通知書を7月中旬にお送りします。

保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

$$\begin{array}{l} \text{一人当たりの保険料(年額)} \\ = \\ \text{均等割額 } 46,308 \text{円} \\ + \\ \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等} \\ \text{33万円【基礎控除額】} \\ \text{×} \\ \text{所得割率 } 9.16\% \end{array}$$

保険料(年額)は10円未満切り捨てで、限度額は57万円です。

世帯(世帯主と被保険者)の所得に応じ、均等割額の9割、8.5割、5割、2割が軽減される場合があります。

所得割額を負担する方のうち、総所得金額等から33万円

(基礎控除額)を差し引いた額が58万円以下の方は、これまで所得割額が5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方(国民健康保険及び国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はありません。均等割額については、これまで9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。ただし、世帯の所得が低い方は、均等割額の9割または85割軽減が受けられます。

納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りがあります。前年度と変更になっている方もいますので、通知書を必ずご確認ください。

※詳しくは、保険証と一緒に送る「制度のご案内」をご覧ください。

問合せ

町民課 TEL 7217300
 税務課 TEL 7217301

高齢者支援課から

平成29年8月1日から高額介護(予防)サービス費の基準が変わります

| 対象となる方【段階】 | 平成29年7月までの負担の上限(月額) | 平成29年8月からの負担の上限(月額) |
|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方【第5段階】 | 44,400円(世帯) | 44,400円(世帯)※1 |
| 世帯のどなたかが町民税を課税されている方【第4段階】 | 37,200円(世帯) | 44,400円(世帯) 〈見直し〉 年間上限額を設定 |
| 世帯の全員が町民税を課税されていない方【第3段階】 | 24,600円(世帯) | 24,600円(世帯) |
| 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方【第2段階】 | 24,600円(世帯) 15,000円(個人) | 24,600円(世帯) 15,000円(個人)※2 |
| 生活保護を受給している方【第1段階】 | 15,000円(個人) | 15,000円(個人) |

※1「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯全員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、

※2「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

第4段階の方の月々の負担の上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。

①世帯内全ての被保険者(サービス利用していない被保険者を含む)が1割負担の世帯については、新たに自己負担額の年間(前年の8月1日から本年の7月31日までの間)の合計額に対して446,400円の負担上限額を設定します。

介護サービスを長期に利用され

問合せ

高齢者支援課 TEL 72173255

ている方に配慮し、利用者負担割合が1割の世帯は、従来の負担額を超えないように年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられています(3年間の時限措置)。

該当される方については、毎月下旬頃に申請書を送付します。また、既に申請されている方については、支給決定通知書を送付します。

総務課から

町職員のサマータイムを実施します

町職員の健康増進とワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、朝型勤務と早期退庁を試行します。

■実施期間

平成29年8月1日(火)～8月31日(木)まで(土・日・祝日を除く)

■ゆう活(朝型)勤務時間

7時30分～16時15分まで
※役場の閉庁時間はこれまでどおり変更ありません。
8時30分～17時15分まで

問合せ

総務課 TEL 7211211

愛南町消防本部から

防火管理者資格を取りませんか

甲種防火管理新規講習を開催します。愛南町では6年ぶりの開催になりますので、この機会にぜひ受講して防火管理者資格を取得してください。

平成29年度(37回)愛南町消防本部甲種防火管理新規講習

■日時 平成29年8月26日(土)、27日(日) 10時～16時まで

■場所

愛南町消防本部 2階 大会議室

■受講定員 50名

■申込方法

受講希望者は申込書により、写真(上半身・縦3cm、横2.5

cm 運転免許サイズ)2枚を添えて平成29年8月15日(火)までに愛南町消防本部へお申込みください。

※申込書は愛南町消防本部に備えてあります。

■申込期間

7月24日(月)～8月15日(火)

■受講料

受講料は無料が、テキスト代金4,050円が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ

消防本部庶務課

TEL 7210119